







一 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称  
 二 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした年月日  
 三 開設者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果  
 四 その他参考となる事項  
 (権限の委任)

**第三十二条** 法第六条第二項、第七条、第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに令第三条第三項の規定による農林水産大臣の権限(法第十二条第二項の規定による立入検査の権限を除く)は、地方農政局長に委任する。ただし、法第十二条第二項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

(事前届出)

**第三十三条** 第十六条第一項の規定による報告書(以下この条及び次条において「報告書」という。)を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)次条において「情報通信技術活用法」という)第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出するときは、あらかじめ、報告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う旨、その開設者の名称、住所、代表者の氏名並びに連絡担当者の氏名及び連絡先その他の必要な事項を記載した届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。農林水産大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当ないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

**第三十四条** 電子情報処理組織による報告書(電子情報技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項及び前条第二項の規定に

より付与された識別符号を、提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書を提出しなければならない。

**第三十五条** 報告書においてすべきこととされている署名等(情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。)に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、前条第二項の規定により付与される識別符号を電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

**附 則** (抄)  
 1 この省令は、法の施行の日(昭和四十六年七月一日)から施行する。  
 2 中央卸売市場法施行規則(大正十二年農商務省令臨第十号。以下「旧規則」という。)及び畜産振興事業団の保管に係る肉類の売渡しについての中央卸売市場法施行規則の臨時特例に関する省令(昭和三十七年農林省令第三十七号)は、廃止する。

3 この省令の施行の際現に旧規則第十一条の規定により業務規程において定められている第二条に規定する取扱品目の部類と異なる取扱品目の部類により中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条の許可を受けて、卸売の業務を行なつてゐる者で附則第七条第一項の規定により法第十五条第一項の許可を受けた者とみなされるものに係る当該業務規程において定められている取扱品目の部類は、その者については、その者に係る中央卸売市場の開設者が業務規程において当該取扱品目の部類を定めている間は、第二条の規定にかかるわらず、法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類とする。

4 前項の規定により法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類とされるものに係る法第二十六条第一項の農林水産省令で定める保証金の額は、第十四条の規定にかかるわらず百二十万円以上二千四百万円以下の金額の範囲内において開設者が業務規程で定めるものとす

る。

**附 則** (昭和四八年四月一二日農林省令)  
 第二号)  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭系価格安定法施行規則、繭鑑定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糞検査規則、家畜改良繁殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉牛生産の振興に関する法律施行規則、畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、いかづり漁業の取締りに関する省令、ずわいがいに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、ベニズワイガニに漁業の取締りに関する省令、

及び小型まぐろはえ網漁業の取締りに関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができます。この省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則** (平成六年二月二八日農林水産省令第四九号)  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 附 則 (昭和五五年七月一六日農林水産省令第三号)  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 附 則 (昭和五五年一月一日農林水産省令第四八号)  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 附 則 (昭和五八年九月三〇日農林水産省令第三七号)  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 附 則 (昭和六三年一一月一日農林水産省令第五四号)  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第一二号)  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭系価格安定法施行規則、繭鑑定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糞検査規則、家畜改良繁殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉牛生産の振興に関する法律施行規則、畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、いかづり漁業の取締りに関する省令、ずわいがいに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、ベニズワイガニに漁業の取締りに関する省令、



る。  
正法」という。の施行の日(平成三十年十月二十二日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

二 第一条、第三条、第四条、第六条、第十二条  
一 次条の規定 改正法附則第一条第二号に掲  
げる規定の施行の日（平成三十一年十二月二  
十一日）

二 第一条第三条第四条第六条第七条  
及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法  
附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(平成三十二年六月二十一日)  
(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定の申請)

**第二条** 改正法附則第三条第五項の農林水産省令に係る記載事項等の省略)

で定める事項は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一 改正法第一条の規定による改正前の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下こ

（前項の項において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中古競売場（次項に

二条第三項は規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）に係る二年計画第二期（一九四〇年一月一日起、一九四一年三月三十日まで）

改正法附則第三条第一項の申請 改正法第一条の規定による改正後の卸売市場法（次号に

おいて「新卸売市場法」という。) 第四条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項

二 旧卸売市場法第二条第四項に規定する地方  
卸売市場（第三項において「旧地方卸売市

（新印壳市場法第十三條第二項第三項の申請）に係る改正法附則第三条第三項の申請（新印壳市場法第十三條第二項第三項）

の申請 新鉄元市場法第十三条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項（都道府県、市町村、事業者）

2 県が別に定める場合にあっては、その事項)  
旧中央卸売市場に係る改正法附則第三条第一

項の申請については、第一条の規定による改正後の卸売市場法施行規則（次項において「新卸

売市場法施行規則」という。) 第二条第三項の規定にかかわらず、司項第一号から第三号まで

に掲げる書類の添付を省略することができる。  
田地方印売市場に係る改正法附則第三条第三

日本不動産市場に係る改正法附則第三条第三項の申請については、新卸売市場法施行規則第一七二条第三項の規定に依つて、同項第一号

十七条第三項の規定にかかるらず 同項第一号  
から第三号までに掲げる書類（第一号ニ及び亦

に掲げる書類を除き、都道府県が別に定める場合にあっては、その書類)の添付を省略するこ

とができる。  
**附 則**  
(令和元年五月七日農林水産省令)

(施行期日) 第二号

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

第一回  
附則（令和元年五月七日農林水產省令）

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）**

（施行期日）

**第一条** この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則（令和二年五月一五日農林水産省令第三七号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則（令和三年七月一六日農林水産省令第四二号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正後の卸売市場法施行規則別記様式第二号は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

第 二 条 第 一 項 及 び 第 一 七 條 第 一 項 規 定 事 項 關 係
-------------------------------------------------------------------------------------------------------

1. 他の欄には必ず年度分の金額を実績で記載することにも、見込みの欄には申請年度の金額を見込みで記載すること。
2. 受益者負担金は、助成事業者の光熱費等使用料として事業者が負担すべき費用分を記入すること。
3. その他のうち受益者負担金以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与・報酬金、賃金、手当、福利厚生手当、法定福利費、厚生福利費を算出したものを記入すること。
5. 事務費は、市町村職員の人件費を除いた額を記入すること。
6. 平成4年度以前の内訳欄に記入する場合は該欄に記入すること。

(記載上の注意) 各年度末における長期借入金及び起債の残高。償還額の見込みを記載すること。

6. 販売市場の担当者を記入する事項						
名前	代行者名	危険品目	取扱量額	回資産額	貿易指益	備考
		トン 千円		千円	千円	

- 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
- 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
- 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

7 非実業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項
(1) 取引参加者に関する事項
取扱品目
仲介業者数
売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項
業種

(問合せ者の連絡先)  
部署名:  
TEL:  
FAX:  
E-mail:

別記様式第2号（第7条第1項及び第21条第1項関係）

对称性与算力是（第2条第1项和第3条第2项，各第3项）

## 事業報告書

卸売市場の名称

卸売市場法第4条第5項第5号の處のもの項(2)(第13条第5項第5号の處のもの項(2))の  
法人番号:  
代表者の役職及び氏名印

規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

(記載上の注意)

1. 地方卸売市場に係る申請にあっては、( )の文言とすること。
2. 周辺の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3. 個人である場合にあっては、下記に倣じて作成すること。

4. 本様式に記載の事項の他、報告が必要と考えられる事項があれば新たに欄を設けて記載すること。

## 第1 業務の状況

### 1. 経営に関する実績

#### (1) 事業運営指標

(記載上の注意) 指揮団(取締役、監査役等の別を付記すること。)で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名(部長以上)、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員の歴歴

役名及び職名	氏名	略歴
--------	----	----

(生年月日及び住所)

(3) 病院及び診療所の状況			
医療機関名	入院数	門診回数	門診回数(%)

區 分		年齡性別		平均牛頭		平均頭數	
後	當	動	人	人	歲	年	

質	非常勤					



(5) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況		
支払までの日数	備考	
最高 日 数	平均 日 数	
日	日	

(基礎的な) ① 平均の計算は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均} = \frac{\sum x_i}{n}$$

L<sub>i</sub>：当該事業年度の日数  
 A<sub>i</sub>：当該事業年度の毎会計期間に係る受取販売高（支票手数料を除く。）を、卸売業者に係る受取販売高を除いたものとし、手形（受取販売の支払いに関するものに限る。）の平均日数を高めにして用いる。  
 ② 債権の額には、代金決済の概要、代金決済の運営の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(記載上の注意)

1. 对象の場合は、出荷者を対象とする賃料金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した賃料金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付額及び交付金額に応する交換部品及び交付先の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに記載及び交付先の欄を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

④ 増分保管品目別別				
名称	位置	指定年月日	主な保管品目	温度管理の有無

1. 市場規制において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、凶満な流れを確保するため、当該卸売市場の場所の範囲において一定の規制を、当該卸売市場に出店される生鮮食料品等を輸入して卸す者を規制して指定することとしている場合、又は卸売業者が場所に規制して輸出の申出業者等には輸出その他の手続を行なうこととしている場合に、当該体質箇所について記載すること。
2. 温度管理の有無については、当該保管場所が低温又は低溫管理機能を有する施設である場合には「有」、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

事業の内容	売上高	貢献事業利益(損失)	金額
(1) 貢献事業の概況	△1,000	△1,000	△1,000

	✓	✓
--	---	---

業務の内容	売上高	営業収益税引前当期純利益(損失) 金額
	7,000	7,000

③小売業における配達の特徴						
導入年	販路別	業種	販量(年)	高さ(高)	低さ(低)	運送距離
1960年	専門店	書籍	40万冊	1.5m	0.5m	10km
1970年	専門店	書籍	400万冊	1.5m	0.5m	10km
1980年	専門店	書籍	1,000万冊	1.5m	0.5m	10km

(注)参考値  
1. 専門店は、毎日新書を確定するのに約1時間、角本等複数の書籍をう。  
2. 新書業者は、次回の受取日までに在庫における新書販路及び販送手段による影響をう。  
3. 配達業者は、個人宅に対する顧客開拓で、直営店よりも多い。以下同じ。

- ① 配達業者の個人宅への直接輸送率が約6割のうち1/3以上は個人宅への直接輸送をう。
- ② 新書業者の販路別構成をうるしてみると、次に示すように、従来の書籍の販路と全く異なる新規の販路が半数を占める。
- ③ 配達業者の個人宅への直接輸送率が約6割のうち1/3以上は個人宅への直接輸送をう。

## 第2 経理の状況

1	協同社会会員会計簿	
2	親子及び配偶関係を持っている法人に対する貸付及び貸倒 (貸付) (貸倒) 千円	
3	「寄附金」の収益、支拂いの取扱い等の取扱いについて、その内容が用賀資本は制作費をもってし、且つ、現に執行されているか在庫に貯蔵して供給することにより、既に用賀資本についてその費用を償却する場合又は既に定めにより積算した場合は、その額	
4	勘定科目に対する貸借対照表に於ける当社債権及び負担債務 当社に対する貸借取引 手形 千円 当社に対する負担債務 千円	
5	仮戻金	千円
6	受取手形の金額 千円 受取手形の金額 千円	
7	当社による定期販売の種類及び販賣額 (販賣の種類) (販賣額) 千円	
8	会計方針を変更した場合は、その旨及び更に詳しく述べた当社会計処理額 千円	
9	財務状況の記述	
10	(1) 貸付金 (貸付金の貸付条件の総括合計額) ○貸付日より利息を算入せぬ貸付条件合計額/折当率(貸付期間)/ △(A) (B) 千円 (A) (2) 貸倒金 (貸倒金の貸倒条件合計額) ○(C) (D) 千円 (C) (3) 既に積算した手形の金額及び貯蔵合計額 千円 (D)	

1. 株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。

2. 用賃借物並びに事業用車を含む全ての金銭を返済すること。

3. 他社債務： 他人に対する債務に係る場合は原則（質権）の本末に、債務者の名義で返済する。

4. 借入金利： 借入金利の算定は、年利をもとに月利を算出する。

5. 借入期間： 借入期間の内訳は、返済期間と連帯債務の負担、債務者のための返済の方法等についての合意を考慮する。

6. 借入条件： 借入の条件及び返済方法並びに債務者が債務を了承したうえのうち日向日高のための返済方法（個人又は法人）が債務者によって表明されなければ合意をすること。

7. 貸付条件： 所有権の回復請求権を日替りで金銭に抵當し、既に比率及び自己本位の原則により了承されたうえで、債務者が債務を了承したうえで、

8. 保管費用及び手数料： 「保管料」（手数料）： 1ヶ月以上保管する場合に於ける保管料の額に於ける返却する能力（返却力）と保管料の額と該当保管料に算入する保管料の額の区分なしにて算出する。返却力（返却力）の割合のルールを策定してもらうのとし、算出した保管料を実際の保管料に算入すること。

卷之三

00 常 貨 交 通 費	x x
00 通 信 費	x x
00 電 話 費	x x
013 受 手 費 事 業 費	x x
012 会 長 費 事 業 費	x x
013 文 書 費 事 業 費	x x
014 旅 行 費 事 業 費	x x
015 旅 行 費 事 業 費	x x
016 旅 行 費 事 業 費	x x
017 旅 行 費 事 業 費	x x
018 旅 行 費 事 業 費	x x
019 固 定 費 事 業 費	x x
020 旅 行 費 事 業 費	x x
021 旅 行 費 事 業 費	x x
022 旅 行 費 事 業 費	x x
023 旅 行 費 事 業 費	x x
024 旅 行 費 事 業 費	x x
025 旅 行 費 事 業 費	x x
026 旅 行 費 事 業 費	x x
( ) .....	x x
( ) .....	x x
常 営 利 益 (損 失) 企 略	x x
常 営 利 益 (損 失) 企 略	x x
1 常 営 外 収 入	x x
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	x x
(2) 有 価 証 券 受 取 利 息	x x
(3) 有 価 証 券 受 取 利 息	x x
(4) 銀 行 取	x x
( ) .....	x x
常 営 外 費	x x
(1) 支 出 利 息	x x
(2) 有 価 証 券 受 取 利 息	x x
(3) 有 価 証 券 受 取 利 息	x x
(4) 銀 行 支	x x
( ) .....	x x
常 営 利 益 (損 失) 企 略	x x
常 営 利 益 (損 失) 企 略	x x

1. 固 定 費 事 業 費	x x
0 .....	x x
2. 前 期 利 益 事 業 正 直	x x
3. そ の 他 (物 別 利 直)	x x
0 .....	x x
IV 特 别 利 直	x x
1. 固 定 費 事 業 費	x x
0 .....	x x
2. 領 握 利 直	x x
0 .....	x x
3. 災 害 に よ る 損 失	x x
0 .....	x x
4. 前 期 利 益 事 業 正 直	x x
5. そ の 他 (物 別 利 直)	x x
0 .....	x x
税 引 各 项 利 直 (損 失) 企 略	x x
税 引 各 项 利 直 (損 失) 企 略	x x
税 引 各 项 利 直 (損 失) 企 略	x x
税 引 各 项 利 直 (損 失) 企 略	x x

注 記	顧客化及び本規則開設時を持ってる法人との営業取引による勘定高 千円
-----	--------------------------------------

(注記の内容)

- 株式会社以外の販売業者については、販賣部に算じて算出すること。
- 卸売業者については、販賣部に算じて算出すること。
- 受取商品の販売先が販売業者の責に帰すべき事由によりたる場合は、受取品販路確定で算出し、販賣部の上級訂正は商品上級訂正で算出する形式で整理すること。

4. 販賣部の販売方法と販賣部の販賣方法の間に差がある場合は、販賣部の販賣方法を用意すること。

5. 顧客化及び本規則開設時を持ってる法人との営業取引による勘定高を算出し、販賣部の販賣方法を用いて算出すること。

こと。  
3. 法人営業勘定とは、当該事業年度の所持に対する法人税又は所得税、報道料負担及び町区町村税の計算又は申告予定期をも該事業年度の要項として整理し、損益計算書に上てる上。

4. 営業勘定額は、当該営業勘定に該する勘定の額を区分して整理する方法(複数方法)と消費税等の額と当該営業勘定に該する勘定の額を区分しないで整理する方法(単一方法)のいずれかの方法を選択できるものとし、選択した会計処理方式を用意すること。

別記様式第3号（第11条第1項及び第25条第1項関係）

記定事項の変更に係る認定申請書

株式会社大光（報道料負担会員） 委

年 月 日提出  
法 人番号：  
登 記 号：  
代表者名：

記定事項の変更に係る認定申請書

記定事項の変





ること。  
2. 保険料の算定にあたる場合には、申請ごとに表を作成すること。  
3. 1. (2)は被保険者登録欄に新規に登入した被保険者を記入すること（既存被保険者の合併や事実認定交付等により登入した場合はを含む。）。

(4) 既存被保険者以外の被保険者	新規登録	既存登録
(既載上の修正)複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。		

⑦ 設定期間の範囲を変更の状況

①変更の理由

③変更内容が施行年月日

(既載上の修正)

- 第10条第2項(第27条第2項)に基づき、当該認定交付報告書による操作をもって認定事項の範囲を変更する届出書(認定認定証第4号)の提出に代える場合に記載すること。
- 第10条第2項(第27条第2項)に基づき、当該認定交付報告書を用いて認定するとともに、変更後の認定申請書(認定認定証第1号)を提出すること。
- 第2条第3項(第17条第3項)に掲げる認定期間のうち、当該変更に関するものに変更されること。
- 第10条第2項(第27条第2項)に基づく場合には、変更後の業務規則のほか、当該変更に関する意思の決定を受ける権利を有すること。

(開示者の連絡先)

部署名:

TEL:

FAX:

e-mail: